



平成 28 年 1 月 12 日

各 位

会 社 名 象印マホービン株式会社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 市 川 典 男
(コード 7965 東証第 2 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 飯 田 昌 清
(TEL. 06-6356-2368)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 2 月 18 日開催予定の当社第 71 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を一部免除することができる旨の規定を新設するとともに、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されましたので、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結することができるようにするため、現行定款第 28 条(社外取締役との責任限定契約)および第 36 条(社外監査役との責任限定契約)の規定を変更するものであります。なお、第 28 条の変更に関しましては各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 2 月 18 日 (木) [予定]

定款変更の効力発生日 平成 28 年 2 月 18 日 (木) [予定]

以 上

【別表】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>) 第 28 条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第 36 条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>) 第 28 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>(<u>監査役 of 責任免除</u>) 第 36 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>

以上